

経済産業省

20241129保局第1号

令和6年12月11日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



認定高度保安実施事業者の認定について

ガス事業法第34条の2、第71条の2、第84条の2及び第104条の2に基づく認定高度保安実施事業者の認定について、別紙のとおり定める。

附 則

この規程は、令和6年12月11日から施行する。

認定高度保安実施事業者の認定について

令和6年12月

20241129保局第1号

目次

1. 目的	1
2. 申請手続	1
(1) 認定申請の単位	1
(2) 認定申請の書類	1
(3) 添付書類の扱いについて	1
(4) 申請に係る手数料及び認定に係る登録免許税の納付について	2
3. 新規認定の方法	2
(1) 書類審査及び現地審査	2
(2) 審査会による審査	2
(3) 認定高度保安実施事業者の認定	2
4. 認定更新の方法	2
(1) 認定申請書類	2
(2) 書類審査及び現地審査	2
(3) 審査会による審査	3
5. 変更の届出	3
6. 認定の取消し	3
(1) 認定の取消しの要件	3
(2) 取消しの手続等	4
(3) 取消処分による定期自主検査の実施	4

別添

1. 目的

本要領は、ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第34条の2、第71条の2、第84条の2及び第104条の2及びガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「省令」という。）に基づき、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定（以下「認定」という。）についての具体的な運用を定めたものである。

2. 申請手続

認定の申請手続は、以下のとおりとする。

（1）認定申請の単位

認定の申請は、法第3条、第35条、第72条又は第86条に基づき、登録若しくは許可を受け、又は届出をした事業を単位として行う。具体的には同一の者がガス小売事業及びガス製造事業を営んでおり、それぞれ認定申請する場合は事業ごとに行う。

（2）認定申請の書類

認定申請を行う者（以下「申請者」という。）は、省令第51条の3、第110条の2、第131条の2又は第166条の2に基づき、様式第29の2の認定高度保安実施事業者認定申請書に、当該各条各号に定める事項を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出するものとする。

①認定高度保安実施事業者認定申請書（様式第29の2）

②添付書類

イ）認定の申請に係る事業者の体制並びにその使用するガス工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

一事業者の概要を記載した書類

設立年月日、資本金及び資本関係、従業員数並びに組織図

ガス工作物の設置の場所及び種類

※保安に係る概要を示すことができる範囲

ロ）認定の基準に適合することを説明した書類

※別添に記載の内容を踏まえ、認定基準に適合することの説明を記載すること。

※保安の確保のための組織に関する事項（組織体系や業務分掌・組織の役割等）及び保安の確保の方法（点検や検査の項目等）について記載すること。

（3）添付書類の扱いについて

（2）②の添付書類について、申請時には、必要最低限の構成とすることができる。実際の文書を添付することに代えて、別添の省令及びガス事業法施行規則別表第三第二の項下欄の3の経済産業大臣が定める基準（令和5年経済産業省告示第158号。以下「告示」という。）の要求事項の確認書類の例に対応する文書の名称及びその概要を一覧にしたものでよい。この場合において、実際の文書は現地審査の際に確認することとする。

また、例えば、一般ガス導管事業者として認定を受け、その後、ガス製造事業者としても認定を受けようとする場合、一般ガス導管事業者としての認定を受けた際の添付書類と重複する内容の添付書類は、その文書の名称を一覧としたものとすることができる。ただし、一般ガス導管事業者としての認定を受けた際の添付書類の内容から変更がある場合（法第71条の3で準用する法第34条の6に

基づき届け出た変更は除く。)は、この限りではない。

(4) 申請に係る手数料及び認定に係る登録免許税の納付について

申請に際し、ガス事業法関係手数料令(昭和45年政令第301号)で定める手数料を納付しなければならない。

また、申請書には、登録免許税法(昭和42年法律第35号)に定める認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収証書を貼り付けなければならない。ただし、登録免許税法第24条第1項に定める納付の特例を利用する場合は、この限りではない。

3. 新規認定の方法

(1) 書類審査及び現地審査

経済産業省は、認定の申請があった場合に、書類審査及び現地審査を実施する。なお、書類審査及び現地審査は、必要に応じて外部有識者等とともに実施することができる。

このうち、現地審査については、各事業所が統一的な方法により保安管理を実施する場合にあっては、全ての事業所において実施することを要しない。この場合、必要に応じて申請者の本社若しくは代表的な事業所又はその両方において実施する。

現地審査においては、申請者による申請内容の説明の聴取、文書及び記録等の確認、事業所において保安管理の実施状況を確認すること等により、認定基準への適合性を審査する。

(2) 審査会による審査

外部有識者により構成される審査会において、書類審査及び現地審査の結果を踏まえ、認定の基準への適合性を審査する。

(3) 認定高度保安実施事業者の認定

経済産業大臣は、審査会による審査の結果を踏まえ、申請者が認定の基準に適合していると認めるときは、当該申請者に対し、省令第51条の4、第110条の3、第131条の3又は第166条の3に基づき、様式第29の3の認定高度保安実施事業者認定証を交付する。

4. 認定更新の方法

「2. 申請手続」及び「3. 新規認定の方法」の規定は、認定の更新の場合に準用する。ただし、2.(2)②ロ、3.(1)及び3.(2)については、次のとおりとする。

また、認定の更新については、前回の認定からガス事業法施行令(昭和29年政令第68号)第5条で定める期間を超えない期間に認定の更新を受ける必要がある。

(1) 認定申請書類

前回認定時の申請書類から、法第34条の6(法第71条の3、第84条の3及び第104条の3において準用する場合を含む。)の規定により届出がなされた変更については、届出をした旨を記すことで足りるものとする。

(2) 書類審査及び現地審査

3.(1)の書類審査及び現地審査については、前回の認定時に確認した事項について、十分な取組がなされているか、前回の認定から変更点がある場合は、当該変更点が認定の基準に適合してい

るかを重点的に確認する。

なお、前回認定以降に社会的影響の大きい事故や認定基準への適合性に疑義が生じる法令違反等が発生している場合は、それらへの対応状況についても確認する。

(3) 審査会による審査

3.(2)の審査会審査については、認定基準への適合性に疑義が生じた場合にのみ実施することとする。

5. 変更の届出

法第34条の6（法第71条の3、第84条の3及び第104条の3において準用する場合を含む。）の規定により、様式第29の4の認定高度保安実施事業者変更届出書の届出を要する場合（保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があったとき）の例を以下に示す（2.(2)②の添付書類に記載された事項に限る。）。

	変更届出を要する事項	変更届出を要さない事項
保安の確保のための組織に関する事項	・組織体系又は業務分掌の変更	・部門名称の変更等の変更
保安の確保の方法に関する事項	・点検又は検査の廃止	・点検又は検査の方法若しくは頻度の変更

6. 認定の取消し

(1) 認定の取消しの要件

法第34条の8第1項（法第71条の3、第84条の3及び第104条の3において準用する場合を含む。以下「6. 認定の取消し」において同じ。）において、経済産業大臣による認定の取消しが規定されている。同項中第1号及び第2号については、以下のとおりとする。

①ガスによる災害を発生させたとき

法第34条の8第1項第1号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている事業者において使用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）第4条第1項の表各号のいずれかに該当する事故を生じさせ、以下のいずれかに該当する災害が発生した場合とする。

イ) 負傷の程度に応じて次の表中、aからdまでに掲げる被害以上の人的被害（1件当たり）が発生したとき。

	死者	重傷者	負傷者
a	1名	0名	0名
b	0名	2名	0名
c	0名	1名	3名
d	0名	0名	6名

※負傷者とは、その負傷の治療のため病院又は診療所に入院した者をいう。

※重傷者とは、その負傷の治療のため、事故発生後、30日以上入院をした者をいう。

ロ) ガス工作物の欠陥、損壊等による爆発・火災等により構内外の建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が発生したとき。

②ガスによる災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき

法第34条の8第1項第2号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている事業者において、その責めに帰すべき事由により、(1)①イ)及びロ)に掲げるいずれかの被害が発生するおそれが相当程度あった事故(該当する被害までは生じていないものの、これにつながる可能性のある事故(ガス工作物自体の損壊等であって、火災等は生じなかった場合等))が生じた場合とする。

(2) 取消しの手続等

(1)に該当する可能性のある事象が発生した場合及び認定を受けている事業者において社会的影響の大きい法令違反又はコンプライアンス違反が生じた場合には、報告徴収や立入検査等により発生した事象の帰責性及び認定基準への適合性の確認等を行う。また、認定期間の中間時点の前後1年に実施する立入検査等において、認定基準への適合性の確認等を行う。

その結果、認定を継続することに疑義が生じた場合には、認定事業者へ速やかに原因究明や再発防止策の実施及び報告を求めることとし、その後、当該事項について十分な改善が認められなかった場合は、認定を取り消すこととする。

(3) 取消処分による定期自主検査の実施

認定の取消処分を受けた事業者は、省令第51条の7、第110条の6、第131条の6又は第166条の6の規定に基づき、当該認定に係るガス工作物について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

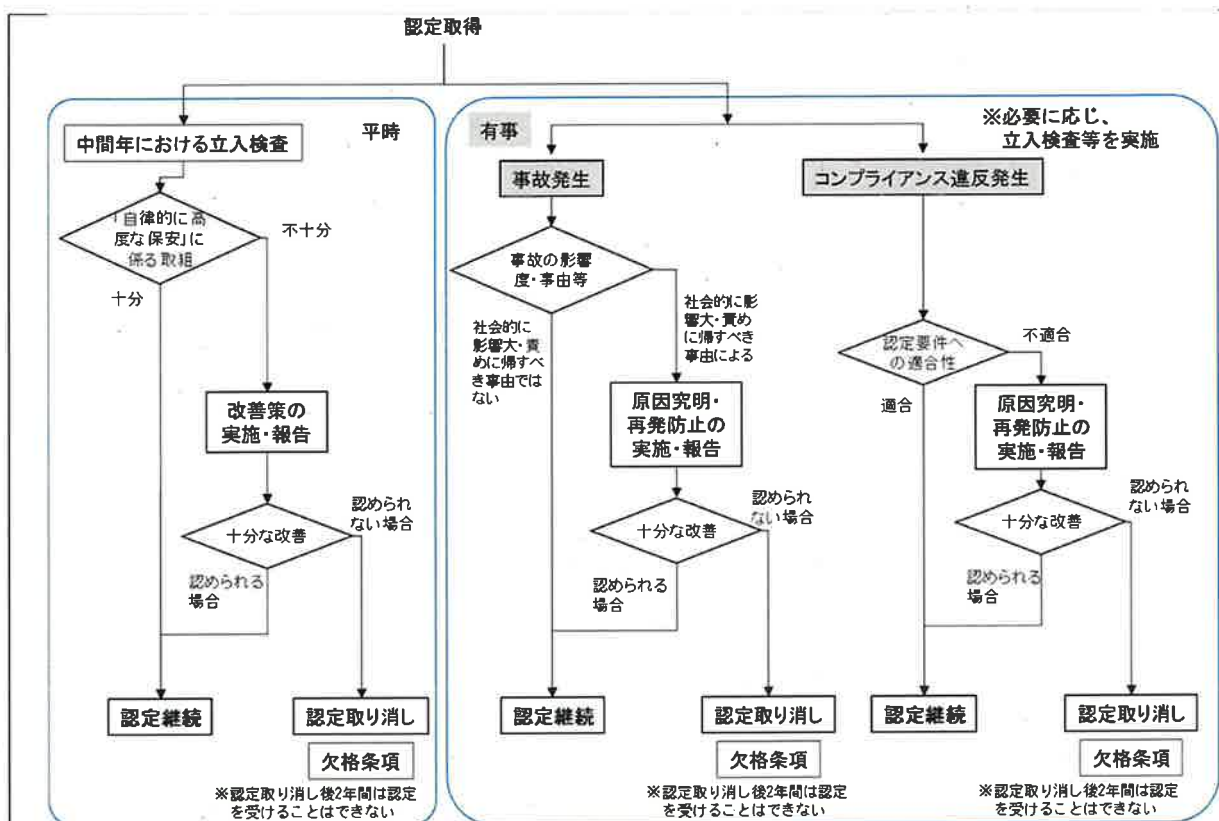


図 認定取消しのフロー

省令第51条の3第2号、第110条の2第2号、第131条の2第2号又は第166条の2第2号に掲げる書類の記載事項について

省令第51条の3第2号、第110条の2第2号、第131条の2第2号又は第166条の2第2号に掲げる書類は、申請者が認定基準に適合することを説明した書類とすること。詳細な内容は、次の表を参照すること。

認定基準は、省令及び告示において規定されている。表中「確認書類の例」に掲げる書類その他の認定基準に適合することを示す書類を不足なく提出すること。

省令及び告示において「文書化」が求められている事項については、現地審査において文書化の状況を確認する。なお、適切かつ合理的に現地審査を実施するために、検査の実績等については、任意に記録を選定して確認することとする。ただし、審査を進める中で、認定基準への適合性に関して疑義が生じた場合は、この限りではない。

なお、申請書類又は現地審査における確認書類の例及び審査の視点は例示であり、各基準への適合性の確認は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

※新規認定の場合であって、申請者に実績がない項目は、今後の計画等によって審査する。

※書類には、電子媒体も含む。

○省令第51条の4第1項 別表第3関係

省令の要求事項	確認書類の例 ※申請書類に添付するか現地での確認とするかは、申請者の判断による	審査の視点
一 本社の関与及び法令遵守の確保		
1 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が法第34条の2の認定、法第71条の2の認定、法第84条の2の認定又は法第104条の2の認定（以下この表において単に「認定」という。）に係る事業者の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	・保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が記載されたもの ・社員ヘイントラネット、カード等により配信、配布しているもの ・社員向けに社内掲示しているもの ・保安に係る諸施策について、法人の代表者と現場従業員との直接対話及びアンケート等の実績 ・理念、基本方針等に沿った活動状況が分かるもの	・ガス工作物の保安管理等に関連する法令遵守及び全社の保安管理の方針・目標を現場に浸透・維持させていること。 ※「保安管理等」には、寿命管理、自主検査、日常点検、定期点検、運転管理の実施などの保安管理の他、教育訓練その他の保安管理の実施体制の整備や保安管理システムの構築が含まれる。
2 法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行っていること。	・設備面及び人材面での資源配分の方針が記載されたもの ・設備保全計画及び予算 ・上記について、これまでの検討や見直しの状況が分かるもの ・保安関係業務に従事する者とそれ以外の者の別について、事業所等における就業者の年齢構成や人数の推移	・法人の代表者が保安管理等の方針・目標に照らして、保安管理等に必要なリソース（組織、人員等）配分の見直しを定期的に行っていること。
3 認定に係る事業者における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立	・組織図、組織規程及び当該組織の運営規程 ・コンプライアンス規程	・法令違反等に関する相談・通報の受付・処理を行う組織が保安管理を実施する組織から独立して設置され、適切に機能していること。

して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	・当該組織の運営実績が分かるもの（相談及び対応の記録など）	
二 保安に係るリスク管理の体制		
1 各事業所を統括し、保安管理を担当する部門（この表において「保安管理部門」という。）が設置されており、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	・組織図及び職務分掌規程 ・設備管理計画等の予算策定プロセスに保安管理部門が関与する旨規定された文書 ・保安管理部門の意見の反映を示す記録	・設備投資計画やその他の保安関連の予算策定のプロセスにおいて保安管理部門の意見が反映されることが文書に定められていること。 ・事業者における会議等のプロセスにおいて実際に保安管理部門の意見が反映されていること。
2 本社又は本社の委任を受けた者が、事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	・監査について定めた文書 ・監査の計画、監査報告書、改善勧告書等	・監査を行う監査員は、監査対象となるガス工作物の保安管理に関わっていない人員となっていること。 ・監査では、事業所等における法令遵守の状況に加え、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及び改善が適切に実施されているか、といった点について確認されていること。 ・監査の結果を反映し、保安管理体制を改善する仕組みを構築していること。
3 保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行っていること。	—	—

三 サイバーセキュリティの確保		
認定高度保安実施ガス小売事業者にあつては第24条第1項第6号、認定高度保安実施一般ガス導管事業者にあつては第92条第1項第6号、認定高度保安実施特定ガス導管事業者にあつては第131条第1項において準用する第92条第1項第6号、認定高度保安実施ガス製造事業者にあつては第148条第1項第6号の規定に基づきサイバーセキュリティの確保のための措置を講じており、サイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて当該措置の評価及びその改善を継続的に行っていること。	・「製造・供給に係る制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）」への対応状況が確認できるもの ・保安の確保のために活用する情報通信技術に応じたサイバーセキュリティ対策が確認できるもの ・サイバーセキュリティ対策の継続的改善の状況が確認できるもの ・サイバーセキュリティに係る事故発生時の対応に関する訓練の実施状況が確認できるもの	・「製造・供給に係る制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）ガイドライン」に準じ、事業者の状況やシステムのセキュリティリスクに応じて適切にセキュリティリスクに応じて適切にセキュリティ対応体制を構築していること（基本的対応方針、適用範囲、組織体制、責任範囲及び実施事項）。 ・保安の確保のために活用する情報通信技術に都市ガス監視・制御システム系に接続されるネットワーク機器が含まれる場合は、ネットワークに対する十分なセキュリティ対策が行われていること。 ・定期的なセキュリティ対策の実施状況の報告及びサイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて、継続的な改善を務めていること。 ・サイバーセキュリティに係る事故発生時の対応に関する訓練が定期的に行われていること。

○告示関係

告示の要求事項	確認書類の例 ※申請書類に添付するか現地での確認とするかは、申請者の判断による	審査の視点
(一般要求事項) 第2条 保安管理部門及び事業所は、この告示の規定に従って、保安管理システムを確立し、その改善を継続的に行わなければならない。	—	—
(保安管理部門及び事業所の体制) 第3条 保安管理部門は、次に掲げる体制を整備しなければならない。	—	—
一 保安に係る最新の技術に関する情報、ガス工作物に係る事故に関する情報その他の社内外の保安に関する情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成及び類似の事故の防止等に有効に活用するための体制	・事故情報を管理しているもの（データベース等） ・情報の収集状況、活用状況（規程・基準類の作成、類似事故防止対策など）が分かるもの	・事業者内外の保安関連情報について積極的に情報を収集していること。 ・収集した保安関連情報を踏まえて、必要に応じて事業者内の保安管理に反映する仕組みを構築していること。 ・事業所で発生した事故の原因究明を実施し、再発防止策は、保安管理部門を中心に、各事業所に水平展開する仕組みを構築していること。
二 保安管理を行う全ての従業員に対し、安全に関する理解を深めるための啓発を行うための体制	・アンケート調査や現場との対話活動等の記録	・保安管理を行う全ての従業員が、安全に関する理解を深めるための活動（アンケート調査や現場との対話による改善提案活動等）に参加できる仕組みを構築していること。

2 事業所は、次に掲げる体制を整備しなければならない。	—	—
一 事業所において保安管理を行う組織の業務及び責任の範囲を明確に定めるための体制	・組織図及び業務分掌規程 ・保安規程 ・自主検査等において協力事業者（自主検査の検査結果の合否判定を行う事業者をいう。）がいる場合は、当該協力事業者の管理に関する事項を定めたもの及び管理の記録	・事業所における各階層・組織・協力会社等間の保安管理の責任・役割が明確化されていること。 ※告示における「事業所において保安管理を行う組織」とは、事業所長の配下にある保安管理を担当する組織のこと。 ※協力会社（関連会社を含む。）とは、運転管理や日常及び定期の点検、補修等の保安管理に係る作業の委託先又は請負先のこと。 ・協力会社のうち、協力事業者については、その管理に関する以下の事項を定め、管理を適切に実施していること。 －当該事業者への要求事項 －当該事業者の選定基準 －当該事業者に委託する業務に対する検証の要領 ・協力事業者に委託した業務に対する検証の結果を記録していること。
二 事業所において保安管理を行う組織の長及びガス主任技術者に対し、事業所長への保安管理に係る意見を述べる機会を確保するための体制	・組織図及び組織規程 ・意見を述べた例	—

(危険源の特定及び評価等) 第4条 保安管理部門及び事業所は、危険源を特定し、当該危険源により事故が生ずるおそれ及び当該事故による被害の程度を評価し、並びにこれらの結果を寿命管理、法定自主検査その他の保安管理に活用しなければならない。 2 保安管理部門及び事業所は、危険源に関する情報を最新の内容に保たなければならない。	・危険源の特定及びリスクの評価・回避・低減の実施の手順を定めたもの及びその実施の状況が分かるもの ・実施したリスクの回避・低減の効果の検証結果 ・社内外の情報を踏まえた危険源に関する情報を最新の内容に保っていることが分かるもの	・ガス工作物に関する過去の運転管理や保安管理等の各種データ（事故情報を含む。）、保安管理に従事する者の経験や知識等に基づき、今後想定される危険源を特定していること。 ・特定した危険源について、その影響度等の評価し、リスクの程度を確認していること。 ・リスクの程度に応じて、その回避、低減等の対応を適切に実施していること。 ・危険源に関する情報を最新のものとするための体制が構築されていること。
(保安管理の実施) 第5条 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を行わなければならない。	—	—
一 法定自主検査の記録、日常点検の記録、定期点検の記録、機器の設備改善、補修及び取替の記録、運転又は操作の記録その他の保安に関する記録（第五号において「検査等記録」という。）の分析により把握したガス工作物を構成する機器ごとの劣化の要因及び傾向並びに前条第1項の規定による危険源の特定及び評価の結果を踏まえて、その寿命管理を行うこと。 二 前号の寿命管理の結果を、機器の設備改善、補修及び取替の時期の決定並びに法定自主検査の実施体制の整備、実施方法の決定及び実施時期の決定に活用すること。	・寿命管理の対象となる機器及びその方法を示した文書 ・具体的な改善箇所及び理由並びに過去の改善実績（効果を含む。）を示した文書 ・補修等の要否についての考え方（判断基準を含む。）を示す文書	・各種記録を考慮し、定期的に寿命管理の結果を適切に見直していること。 ・寿命管理の結果を保安管理の実施に活用していること。 ※寿命管理は、例えば、各種記録の分析の結果、想定していた使用年数に到達していないが劣化が進行していることを確認する、寿命が近いと判断して機器の補修や取替えを実施する等、適切な対応を行うこと。

三 法定自主検査を行う組織ごとに適切な法定自主検査の実施体制の整備及び実施方法の決定を行うこと。	・検査に従事する検査員の確保の状況が確認できるもの ・法定自主検査の実施方法及び検査の判定に使用する測定機器等の必要な機器の管理方法が確認できるもの	・法定自主検査に従事する検査員は、必要な教育訓練及び経験を有する者から確保され、適切な箇所へ配置していること。 ・検査に使用する測定機器は、適切な校正が実施され、劣化損傷しないように管理され、かつ、測定結果が適切に記録されるようになっていること。また、校正は、校正が実施されたことが明確に分かるように管理されていること。 ・検査に係る測定にコンピュータソフトウェアを使用する場合は、当該ソフトウェアが適切な計算ができることを確認していること。 ・検査の途中に、検査に係る方法や機器が要求事項に適合していないことが判明した場合は、それまでに実施した検査の結果の妥当性を評価し、必要に応じて再検査を実施する等、適切な対応が行われていること。
四 法定自主検査を行う時期並びに機器の設備改善、補修及び取替えの時期の決定の方法を定めること。	・法定自主検査の実施時期についての考え方を示した文書 ・各機器の取替時期等についての考え方（取替基準等を含む。）を示した文書 ・その他自主検査実施に当たって配慮している事項について示した文書	・定期自主検査の時期を定める件（平成7年通商産業省告示第105号）の表の上欄に掲げるガス工作物の種類に応じて同表の下欄に定める月数を超える時期に法定自主検査を行う場合は、自主検査を行う時期の設定方法を明確に定め、必要に応じて設定方法を見直していること。 ・設備改善、補修及び機器更新に関する基準（判断手法）は適切であること。
五 検査等記録を分析し、必要に応じて、その結果を前条第1項の規定による危険源の特	・分析の体制及び活用例（分析の対象及び方法を含む。）を示した文書	・分析の対象及び方法は機器の特性等に応じて適切に選定すること。

定及び評価、日常点検、定期点検その他の保安管理、ガス工作物の設置若しくは変更の工事並びにガス工作物の運転又は操作に活用すること。		
2 保安管理部門及び事業所は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理を行う全ての従業員に周知しなければならない。	—	—
(保安管理の実施状況の調査及び評価) 第6条 保安管理部門及び事業所は、定期的に保安管理の実施状況を調査し、及び評価しなければならない。 2 保安管理部門及び事業所は、前項の規定による調査及び評価を行うに当たり、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 保安管理の実施状況が特定要求事項に適合していることを確認する方法 二 定性的又は定量的な評価指標 三 前項の規定による調査及び評価の記録を作成する方法 3 保安管理部門及び事業所は、第1項の規定による調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。	・調査及び評価の手順を示した文書 ・評価指標の具体例について示した文書 ・特定要求事項に適合していることを確認するための方法を示した文書 ・調査及び評価の結果を記録する方法を示した文書 ・調査及び評価を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書	・設備ごとに適切な運転管理の基準並びに日常点検及び定期点検の項目、方法、頻度及び判定基準その他の特定要求事項があらかじめ定められていること。 ・設備の安全性を高めるために実施する監視項目を定め、当該項目の分析に必要なデータ要素等を設定していること。 ・適切な周期で、保安管理が特定要求事項に適合しているかを確認し、並びに収集・蓄積したデータを分析して保安管理が保安の確保のために適切な内容となっているかの評価を行っていること。 ・収集された資料や情報が一覧できる形でまとめられていること。 ※定性的又は定量的な評価指標とは、個々の設備の保安に関する評価指標ではなく、保安管理の実施状況がシステムとして回っていることの評価指標のこと。

		※第3項に掲げる必要な情報の例 巡視点検や定期点検等のチェックリスト、監視項目の分析用データ等
(検証) 第7条 保安管理部門及び事業所は、検証を効果的に行うため、次に掲げる事項を含む検証に関する計画を作成しなければならない。 一 検証の対象範囲及び方法その他検証の手順に関する事項 二 検証の結果を保安管理部門の長及び事業所長（保安管理部門が検証を実施する場合にあっては、保安管理部門の長に限る。）に報告するための体制に関する事項 三 検証の実施の責任の所在に関する事項 2 保安管理部門及び事業所は、前項の検証に関する計画に従って、検証を1年に1回以上実施しなければならない。 3 保安管理部門及び事業所は、検証の実施後には、その結果を踏まえて、必要に応じて第1項の検証に関する計画を見直さなければならない。 4 保安管理部門及び事業所は、検証を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。	・検証計画 ・検証計画が前回の検証結果を踏まえて作成されていることを示した文書 ・検証の実施状況、検証結果並びに本社（保安管理部門が検証を実施する場合にあっては、保安管理部門の長。）及び事業所長に検証結果を報告していることを示した文書 ・検証を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書	・第1項第1号から第3号までを含む検証計画が策定されていること。 ・次の事項が満たされているか否かを明確にするために、1年に1回以上検証する仕組みを構築し、維持していること。 －保安管理システムが保安管理システムに係る要求事項に適合しているか。 －保安管理システムが効果的に機能しているか。 ・検証のプロセスには、保安管理部門の長又は事業所長への検証の方法及び結果の報告が含まれていること。 ・収集されている資料や情報が一覧できる形でまとめられていること。 ※第4項に掲げる必要な情報の例 保安管理システム検証用チェックリスト、保安管理システムによる保安管理の改善の記録等
(予防措置及び是正措置) 第8条 保安管理部門及び事業所は、第6条第1	・予防措置及び是正措置の手順を示した文書 ・予防措置及び是正措置の実施状況及びその結果	・第6条第1項の調査及び評価並びに前条の検証を踏まえ、不適合の発生を予防するための措置

項の規定による調査及び評価並びに検証の結果を踏まえ、不適合の発生を予防する措置を実施するとともに、不適合が発生した場合には、当該不適合を是正する措置を実施しなければならない。 2 保安管理部門及び事業所は、前項の予防措置及び是正措置に係る手順を確立し、維持し、かつ、書面又は電磁的方法によって、文書化しなければならない。 3 保安管理部門及び事業所は、第1項の予防措置又は是正措置を実施した場合には、その結果を踏まえて、必要に応じて当該措置に係る規程・基準類その他の文書の見直しを行わなければならない。 4 保安管理部門及び事業所は、第1項の予防措置及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。	を踏まえた文書の見直し状況が分かる文書 ・ 予防措置及び是正措置を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書	(以下「予防措置」という。)を実施していること。 ・ 第6条第1項の調査及び評価並びに前条の検証を踏まえ、不適合が発生した場合、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置及び不適合の原因を除去する措置(以下「是正措置」という。)を実施していること。 ・ 予防措置及び是正措置は、起こり得る又は発生した不適合の保安への影響に見合うものであること。 ・ 次の手順を含む予防措置及び是正措置の手順を確立していること。 － 起こり得る又は発生した不適合の把握及び原因の特定の手順 － 予防措置又は是正措置の必要性の評価の手順 － 必要な措置の決定及び実施の手順 － 講じた措置の結果の記録の手順 － 講じた措置の有効性の評価の手順 － 評価の結果を踏まえた文書の見直しの手順 ・ 収集されている資料や情報が一覧できる形でまとめられていること。 ※第4項に掲げる必要な情報の例 過去の不適合に関する情報、巡視点検や定期点検等のチェックリスト、保安管理システム検証用チェックリスト等
---	---	--

(保安全管理システムに関する文書の作成及び保管) 第9条 保安全管理部門及び事業所は、規程・基準類その他の保安全管理システムに関する文書（以下この条において単に「文書」という。）を作成し、必要に応じて見直しを行い、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付が容易に識別できるよう、保管しなければならない。 2 保安全管理部門及び事業所は、文書の作成及び見直しに関する体制を整備し、及び手順を定め、かつ、これらを維持しなければならない。 3 保安全管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を確実にするため、文書を保管する手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。 一 保安全管理を行う全ての従業員が、文書の保管場所を容易に了知することができること。 二 保安全管理を行う全ての従業員が、最新の文書を利用できること。 三 効力が失われた文書は、それを作成し、若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。 四 効力が失われた場合にあっては保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。	・ 文書の体系図 ・ 規程類台帳 ・ 保安全管理システムに関する文書の作成、見直し及び保管の状況が分かるもの ・ 作成文書の評価並びに見直しの体制及び手順を定めたもの及びその実施状況が分かるもの	—
---	--	----------

(教育訓練) 第10条 保安管理部門及び事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理を行う全ての従業員に、次に掲げる事項を含む保安に関する高度な教育訓練を実施しなければならない。 - 一 保安管理システムに係る要求事項及び特定要求事項 - 二 保安に係る情報の管理に関する事項 - 三 規程・基準類の遵守に関する事項 - 四 防災に関する事項 - 五 その他保安管理について必要な事項	・教育訓練の位置付け、内容、実施計画、実施状況等が確認できるもの ・従業員の教育訓練による知識、技能等の向上の評価方法等が分かるもの	・保安管理活動を行う従業員者の保安管理に関する技術、技能及び知識の適正な基準及び評価方法を定めていること。 ・保安管理レベルの維持及び向上のために、定期的に教育プログラムを実施していること。 ・教育プログラムは、最新の事故情報等を踏まえて、必要に応じて見直していること。
(記録) 第11条 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項及び第3項において「書面等」という。）を作成し、保管し、及び廃棄するための手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。 - 一 法定自主検査に係る事項 - 二 日常点検又は定期点検に係る事項 - 三 機器の設備改善、補修及び取替えに係る事項 - 四 ガス工作物の運転又は操作に係る事項 - 五 第6条第1項の規定による調査及び評価、検証並びに第8条第1項の予防措置及び是	・記録の作成から廃棄までの管理方法を定めたもの及びその実施状況が分かるもの ・記録を必要な時に参照できる状態であることが分かるもの等、具体的な記録の作成及び保管状況が分かるもの	—

正措置の結果に係る事項 六 前条の教育訓練に係る事項 2 保安管理部門及び事業所は、書面等を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管しなければならない。 3 保安管理部門及び事業所は、書面等の保管期間を定めなければならない。		
(緊急事態への準備及び対応) 第12条 保安管理部門及び事業所は、緊急事態の発生を常に想定するとともに、その発生を予防し、又はそれが保安に及ぼす影響を緩和するための体制を整備し、及び手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。 2 保安管理部門及び事業所は、緊急事態の収拾後には、前項の体制及び手順を評価し、必要に応じてこれらを見直さなければならない。 3 保安管理部門及び事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。 4 保安管理部門及び事業所は、防災に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を作成しなければならない。 一 災害対策本部及び防災組織の設置に関する事項 二 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項 三 関係官庁及び保安上密接な関係を有する	・緊急事態への対応体制（事業者外との関係を含む。）、対応手順を定めたもの並びにその評価及び見直しの状況が分かるもの ・緊急時対応訓練の実施要領及び実施状況が分かるもの ・防災管理に関する規程・基準類及びその実施状況が分かるもの	・想定される緊急事態（重大事故、自然災害、テロ等）に応じて、事前に可能な範囲で保安への影響を軽減するための対策を講じるとともに、緊急事態が発生した際の影響を最小限にするための対応が明確になっていること。 ・緊急事態の発生により、重大な事故等へつながる事態を未然に防止するための体制を、平時より構築していること。 ・緊急事態の収束後に、緊急事態への準備及び対応を評価し、必要に応じて当該準備及び対応に係る諸規程を見直す仕組みが構築されていること。 ・緊急事態を想定し、定期的に緊急時対応訓練を実施していること。 ・緊急事態が発生した際における、事業者内の連絡体制及び対応体制を構築するとともに、事業者外の関係機関との連絡体制を構築していること。

事業所との連絡に関する事項 四 平日の夜間及び休日における保安管理を行う従業員（関連会社の従業員を含む。）との連絡に関する事項 五 防災体制が確立されるまでの応急措置（平日の夜間及び休日における対応を含む。）に関する事項 六 その他防災に関する必要な事項		
---	--	--

○省令第51条の4第2項関係

省令の要求事項	確認書類の例 ※申請書類に添付するか現地での確認とするかは、申請者の判断による	審査の視点
一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。	・導入している又は導入予定の情報通信技術の概要	・情報通信技術の活用導入について、事業者として導入に関する調査・検討を行い、保安の確保に資する適切な高度情報通信技術を選定・導入していること。 ※情報通信技術の例 AI、IoT、ドローン等による以下の技術 - 一 設備の劣化状況を診断する技術 - 一 設備の運転管理を高度化する技術 - 一 保安管理を高度化、効率化する技術
二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。	・情報通信技術の導入に係るプロセスを確認できるもの ・異常発生時の対応手順を規定したもの ・情報通信技術の活用について、改善の実施状況が確認できるもの	・情報通信技術の信頼性及び導入に伴い想定される保安管理上の問題の確認を行っていること。 ・情報通信技術の活用中に保安管理上の異常が認められた際の対応手順等を確立していること。 ・情報通信技術の活用によって得られた知見等を反映し、保安管理体制を改善する仕組みを構築していること。 ・上述の各プロセスにおいて外部システムを利用する場合は、開発事業者等との協力体制を確保し、機能保証に関する確認を完了していること。 ※外部システムとは、申請者がシステムの構成等

		を把握していない外部の事業者が運用するシステムのこと。
三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。	・ 情報通信技術導入の推進体制、導入のための予算及び人材の確保状況が確認できるもの	・ 情報通信技術の導入に必要なリソース（予算・人材等）を確保している等、事業者として情報通信技術の導入に積極的に取り組んでいること。